

指 名 停 止 措 置 の 概 要

番号	商号又は名称、代表者名 本社等所在地	指名停止の期間	筑西市建設工事等指名停止等 措置要綱該当条件	理由	備考
1	株式会社大林組 東京本店 東京都港区港南2-15-2	令和8年8月22日から 令和8年9月21日まで (1か月)	(不正又は不誠実な行為) 第2条、別表第2第13項(1) (1か月以上9か月以内)	大林組株式会社は、代表構成員を務める共同企業体が施工の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鰺沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱第2条「別表第2第13項第1号」に該当する。	
2	株式会社安藤・間 水戸営業所 所長 上杉 智 茨城県水戸市宮町1-7-33	令和8年8月5日から 令和8年9月4日まで (1か月)	(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 第2条、別表第1第8項第(2) (1か月)	株式会社安藤・間及び菅原建設株式会社は、特定建設工事共同企業体として施工する高萩工事事務所発注の06県単道改第06-03-973-Z-001号道路改良工事((仮称)大久保町第2トンネル)のトンネル掘削中の工事現場において、令和7年9月10日、安全管理の不適切により、バックホウの後退に巻き込まれた1次下請け作業員1名が死亡する事故を起こした。 このことは、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱第2条「別表第1第8項第2号」に該当する。	
3	菅原建設株式会社 代表取締役 若松 亜紀子 茨城県水戸市六反田町1213-1				